

令和3年度 文部科学省委託事業

「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」

教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究
報告書

令和4年3月11日

大阪教育大学

I. 事業の全体計画

I-1. 事業の主題と概要

【主題】

教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究

【概要】

教職課程を置く大学等に在籍する障害のある学生が教育実習に参加する際の支援を検討するにあたり、障害のある学生に対して配慮すべき事項を明らかにすることを目的に、教育実習担当部署及び障害学生支援室等の専門部署・相談窓口の教員等にインタビュー調査を行った。その結果をもとにして、障害のある学生が教育実習に参加するにあたって配慮すべき事項をまとめたマニュアル及びチェックリストを作成し、公開した。

I-2. 課題認識

2016年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行されている。この法律の基本理念は、障害のある人も障害のない人も同じ基本的人権を持ち、障害を理由とする社会におけるあらゆる差別の解消を促進することを目指している。

障害者差別解消法の制定前、2012年に、文部科学省中央教育審議会初等中等教育局に設置された特別支援教育の在り方に関する特別委員会は「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省、2012）を発表した。それには「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めて行く必要」があることが記されている。さらに、共生社会の形成に向けては、「学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めて行くことが必要である」ことも述べられている。

児童生徒にとって、障害のある教師等の教育関係職員が身近にいることは、①障害のある人に対する理解が深まる、②障害のある児童生徒等にとってロールモデルとなる、③共生社会に関する自己の考えを拡げ深める経験となるなどの教育的意義が期待されることから、学校現場における障害者雇用を促進することは重要であるとも記されている（文部科学省、2012）。

ところが、2019年に文部科学省総合教育政策局人材政策課が公表した「障害のある人が教師

等として活躍することを推進する『教育委員会における障害者雇用推進プラン』に基づき行われた「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査/国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に対する実態調査」では、都道府県教育委員会における障害者雇用の状況は全教職員の1.27%でしかないことを報告している(文部科学省, 2020)。

「障害のある人が教師等として活躍することを推進する『教育委員会における障害者雇用推進プラン』」では、教育実習について「入職後の成否を占う意味でも大変重要であり、大学等及び教育委員会が緊密に連携を図るとともに、責任を共有して、教育実習に行きにくいことが教職への志望を低下させる要因となることがないように、教育実習時の支援の在り方について検討を深めること」と書かれている(文部科学省, 2019)。2020年の実態調査の報告では、好事例が共有されている一方で、教員養成に不可欠な教育実習での課題として、「教育実習について、障害のある学生の受け入れが不慣れな普通校での実習が課題」、「教育実習について、今後、附属特別支援学校において積極的に障害を持つ学生の受入れ支援体制を築くことが必要」、「教育実習について、受入れ学校側の理解も必要」といった指摘がなされている(文部科学省, 2020)。

また、国立の教員養成大学・学部から教育委員会に対する教育実習に関連した要望事項として、「教育実習に不安のある障害のある学生が職場体験を通して自己の職業適性への理解を深めるため、教育実習とは別に、評価の伴わない学校でのインターンシップのような機会を設けてほしい。また、このような機会を通して受け入れ側の教職員も障害への理解が深まる(文部科学省, 2020)」ことが挙げられている。

さらに、2021年に文部科学省総合教育政策局教育人材政策課より示されている「障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について」(文部科学省, 2021)に「大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており(教育職員免許法施行規則第22条の5)、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。」と記載されており、1. 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握、2. 教育実習受入校との教育実習実施前の調整、3. 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築、4. 教育実習中の状況把握、5. 教育実習実施後の成果と課題の把握、これら5つの項目が示されている。

以上のことは、障害のある学生が教育実習に参加するにあたって必要な合理的配慮の在り方についてのさらなる検討が必要であることを示している。つまり、教職課程を置く大学等の教育実習担当部署や教育実習の事前・事後等の指導を行う教員が、障害のある学生への配慮すべき事項を明らかにし、その方向性を示すためのデータを収集することができ、そうして見いだされた結果に一定の配慮をすべき事項や指導上の知見が得られるようであるならその情報を、教育委員会や受入れ校との連絡調整や障害のある学生の教育実習中の大学側からの支援などを円滑に行うために活かすことが期待できるだろう。

I-3. 調査研究の目的

本調査研究では、「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査/国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に対する実態調査」(文部科学省, 2020)で示された好事例および課題と、「障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について」(文部科学省, 2021)で取り上げられた、5つの項目から、教職課程を置く大学等の教育実習担当部署や教育実習の事前・事後等の指導を行う教員が、障害のある学生に対して配慮すべき事項の詳細について明らかにする。また、それを利用して、障害のある学生が教育実習に参加するにあたって配慮すべき事項についてマニュアルと、実施状況を確認するチェックリストの作成を目的とする。

I-4. 調査研究の具体的な内容・取り組み方法

1. インタビュー調査

(1) 対象

日本教育大学協会に登録されている大学の中でも、教職課程を履修する学生数が多い大学に加え、特別支援学校教諭一種免許状の5領域の認定課程を有する大学のほかに、近畿地区障害学生支援協議会に参加する大学のうち私立大学及び、文部科学省の調査において提示される事例の大学を合わせた、30 大学程度の教育実習担当部署及び障害学生支援室等の専門部署・相談窓口の教職員を対象とする。

(2) 調査項目

- ①基本情報(創立年・学生数・教職員数など)
- ②障害のある学生について(有無, 人数, 障害種別など)
- ③教育実習にあたって, 必要な合理的配慮に関する面談(有無, 時期など),
- ④教育実習受け入れ校と実習実施前の配慮についての調整(大学内での実習受け入れ校選定プロセスを含む)
- ⑤実習受け入れ校へ, 配慮にあたって大学が提示した障害学生の情報の内容について
- ⑥実習中の教育実習受け入れ校との連絡体制について(障害学生の状況把握を含む)
- ⑦教育実習後の成果や課題の振り返りの機会(学生, 実習受け入れ校それぞれ)
- ⑧障害学生の支援にかかわる専門部署と, 教育実習担当部署の連携体制について

なお, 調査対象の障害種別については, 2021 年 1~2 月に教職課程を置く各国公私立大学及び各指定教員養成機関を対象に行われた「教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況(令和元年度)」(文部科学省, 2021)に関する調査結果にある, 視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由などの身体障害, 発達障害, 精神障害を対象とする。障害を2つ以上併せ有する重複障害についても対象とする。

(3) 調査方法

教育実習担当部署及び障害学生支援専門部署・相談窓口の教職員を対象として, 事前に上記

の質問項目による Web アンケートへの回答を求める。その結果をもとに本調査研究実施者及び実施協力者が、対象校の教育実習担当部署及び障害学生支援室等の専門部署・相談窓口の教職員の勤務する大学に直接訪問(8 大学程度)したり、オンライン等を活用したりして、半構造化面接を実施する。時間は 1 時間程度を予定しており、対象者の勤務に支障のないように配慮する。なお、Covid-19 の感染状況によっては訪問調査をすべてオンラインにて実施することも検討する。

(4) 調査時期

インタビュー調査:2021 年 12 月から 2022 年 1 月

(5) 分析手続き

教育実習にあたって、合理的配慮を実習受け入れ校に依頼準備をする時期や方法の具体例と、依頼の際に受け入れ校に伝達する情報の過不足、受け入れ校との連絡体制づくりの在り方や大学等の教育実習担当部署と障害学生支援室等の専門部署・相談窓口間での体制づくりにおける過不足を明らかにする。発達障害や未診断の場合で配慮を必要とする学生に関しては、実習受け入れ校と大学の間で伝達する情報は個別性があるものと考えられるが、個々の情報から情報伝達の過不足を検討し、より望ましい体制を示すことを目指す。

2. マニュアル、チェックリストの作成

インタビュー調査から得られた内容を基に、障害のある学生の教育実習に向けての学内外それぞれにおいて調整開始が望ましい時期や、障害種別ごとに配慮事項、実習校との評価等の調整事項の在り方のマニュアルと、その実施状況を確認するチェックリストについて、各専門の教員、申請大学の障害学生支援専門部署、教育実習担当部署の教職員、大阪府内の支援学校の校長等管理職による会議から作成する。

作成したマニュアル・チェックリストはホームページで公開し、日本教育大学協会に登録されている 56 大学と、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会に加入している教職課程を持つ私立大学 56 大学に加え、そのほか全国の教職課程を持つ私立大学 530 大学、近畿圏小中高専学校・特別支援学校、合わせて 3000 校程度に郵送でホームページの紹介文、またホームページへのコメント用パスワードを送付し、公開した「マニュアル・チェックリスト」についてコメントしてもらい、評価検証を行う予定である。また、日本教育大学協会に登録されている 56 大学と、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会に加入している教職課程を持つ私立大学 56 大学に加え、そのほか近畿圏の教職課程を持つ私立大学 100 大学の、合わせて 200 大学あまりには、本調査研究の報告書を郵送で送付する。

I-5. 実施体制

所属部署・職名	氏名	役割分担
学長	栗林 澄夫	調査研究実施機関代表者
総合教育系・教授	山本 利和	研究事業実施責任者
総合教育系・特任講師	茂野 仁美	調査研究(調査票作成・分析・報告書作成)の統括
総合教育系・教授	井坂 行男	マニュアル・チェックリスト作成(担当:聴覚障害)
理数情報教育系・教授	石川 聡子	マニュアル・チェックリスト作成(担当:教育実習全般)
総合教育系・講師	今枝 史雄	マニュアル・チェックリスト作成の総括 (障害種に共通する内容も担当)
総合教育系・特任准教授	大内田 裕	インタビュー調査と分析
健康安全教育系・講師	奥田 紗史美	マニュアル・チェックリスト作成(担当:精神障害)
総合教育系・特任教授	須田 正信	マニュアル・チェックリスト作成(担当:肢体不自由)
総合教育系・教授	富永 光昭	インタビュー調査と分析
総合教育系・教授	西山 健	インタビュー調査と分析
大学院連合教職実践研究科 高度教職開発系・准教授	庭山 和貴	マニュアル・チェックリスト作成へのアドバイス(発達障害)
総合教育系・准教授	野田 航	マニュアル・チェックリスト作成へのアドバイス(発達障害)
総合教育系・准教授	平賀 健太郎	マニュアル・チェックリスト作成の統括(病弱も担当)
総合教育系・特任准教授	正井 隆晶	マニュアル・チェックリスト作成(担当:視覚障害)
総合教育系・特任講師	湯浅 哲也	マニュアル・チェックリスト作成(担当:発達障害)

障害学生修学支援ルーム コーディネーター	小馬 加奈子	インタビュー調査と分析
学務部教務課課長代理	中野 泰宏	会議への参画・情報発信
学務部教務課免許実習係係長	清水 美砂	会議への参画・情報発信

Ⅱ. インタビュー調査結果

Ⅱ-1. 事前アンケートの項目

半構造化面接でのインタビューを行うため、インターネットフォームによる事前アンケートの作成を行った。まず、回答する大学の規模を把握するための基本情報として、創立年・学生数・教職員数など、次に障害のある学生についての状況（有無、人数、障害種別など）の項目を設定した。障害種別については、独立行政法人日本学生支援機構の障害のある学生の修学支援に関する実態調査の分類に準拠した。教育実習に関する内容については、2021年に文部科学省総合教育政策局教育人材政策課より示されている「障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について」で挙げられた、1. 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握、2. 教育実習受入校との教育実習実施前の調整、3. 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築、4. 教育実習中の状況把握、5. 教育実習実施後の成果と課題の把握、これら5つの項目をもとに、表1-1～表1-7に示した項目を設定した。

Ⅱ-2. 対象と回答数

教育実習担当部署及び障害学生支援専門部署・相談窓口の教職員を対象として、インターネットで行う事前アンケートへの協力を依頼した。依頼した大学は、国立大学17大学、私立大学15大学（うち短期大学3大学）であった。このうち、事前アンケートへの回答があった大学は、20大学（うちキャンパスごとの回答1大学（3キャンパス）、短期大学2大学）であった。

事前アンケートに回答のあった大学（キャンパス）には、メールにてインタビュー日程の調整依頼を行った。新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みて、基本的にオンライン会議システム（Zoom）を用いて行うことを前提として依頼を行ったうち、インタビュー調査を行ったのは13大学であった。3大学については、インタビュー調査の辞退の申し出、2大学と2キャンパスについては、インタビュー調査日程への回答が得られなかったため、インタビュー調査は行っていない。

表1-1 事前アンケートの項目

		項目	回答方式
1	大学に関する 基本情報	大学名	各記述回答
		創立年	
		学生数	
		教職員数	
		学部・学科数	
		障害学生の支援を担当する部署名	
		本調査へのご回答者の氏名	
		本調査へのご回答者の役職	
2	2-1. 障害のある学生の在籍状況		選択肢 ・はい(2-2へ) ・いいえ(2-3へ)
		2-2. 障害種 別ごとの人数	①視覚障害
	②聴覚・言語障害		
	③肢体不自由		
	④病弱・虚弱		
	⑤重複		
	⑥発達障害(診断書有)		
	⑦精神障害		
	⑧その他の障害		
	⑨発達障害(診断書無、配慮有)		
	2-2. 「いいえ」	障害のある学生は在籍していないが、障害に似た状態によって、教育実習への参加が心配と思われる学生はいますか。	選択肢 ・はい ・いいえ
		教育実習への参加が心配と思われる学生の具体例について、差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
今後、障害のある学生が在籍し、教育実習への参加を支援する上での課題意識があればお書きください。		記述回答	

表1-2 事前アンケート項目(続き)

項目		回答方式	
3	3-1. 障害学生と教育実習にあたって必要な合理的配慮に関する面談を行なっていますか。	選択肢 ・在籍するすべての障害のある学生に行った(3-2へ) ・在籍する障害のある学生の一部に行った(3-3へ) ・行っていない(3-4へ)	
	3-2. 「在籍する学生すべてに行った」	教育実習に行くにあたって必要な合理的配慮に関する面談は、教育実習に行くまでのどの時期で行っていますか。	記述回答
		教育実習に行くにあたって必要な合理的配慮に関する面談を行なった障害種別を、すべて選択してください。	選択肢:視覚障害,聴覚・言語障害,肢体不自由,病弱・虚弱,重複,発達障害(診断書有),精神障害,その他の障害,発達障害(診断書無,配慮有)
		教育実習に行くにあたって必要な合理的配慮に関する面談を行なうのは、どのような立場の方ですか。	選択肢:ゼミ担当教員,実習指導の担当教員,障害学生支援にかかわる専門教職員,実習に関する事務職員,その他
		教育実習に行くにあたって必要な合理的配慮に関する面談での具体例を、差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
	3-3 「在籍する障害学生の一部に行なった」	教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談を、一部について行なった理由をお書きください。	記述回答
		教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談は、教育実習に行くまでのどの時期で行っていますか	記述回答
		教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談行なった障害学生の障害種別をすべて選択してください。	選択肢:視覚障害,聴覚・言語障害,肢体不自由,病弱・虚弱,重複,発達障害(診断書有),精神障害,その他の障害,発達障害(診断書無,配慮有)
		教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談での具体例を、差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
		障害学生は在籍しているが、教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談を行なわなかった障害種別をすべて選択してください。	選択肢:視覚障害,聴覚・言語障害,肢体不自由,病弱・虚弱,重複,発達障害(診断書有),精神障害,その他の障害,発達障害(診断書無,配慮有)
		障害学生は在籍しているが、教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談を行なわなかった理由についてお書きください。	記述回答
		教育実習に行くにあたって合理的配慮に関する面談を行なうのは、どのような立場の方ですか。	選択肢:ゼミ担当教員,実習指導の担当教員,障害学生支援にかかわる専門教職員,実習に関する事務職員,その他
	3-4 「行っていない」	合理的配慮に関する面談を行っていない理由についてご記入ください	記述回答

表1-3 事前アンケート項目(続き)

項目		回答方式
4	4-1. 教育実習受け入れ校の大学内での選定について、学内でのマニュアルはありますか	選択肢 ・ある(4-2へ) ・ない(4-3へ) ・検討中(4-4へ)
	4-2. 「ある」 大学内で選定マニュアルの具体例を、インタビュー調査時にお示いただけますか。	選択肢 ・はい ・いいえ
	4-3. 「ない」 教育実習受け入れ校の選定において、何らかの課題意識をお持ちの場合はお書きください。	記述回答
	4-4. 「検討中(作成中もふくむ)」 教育実習受け入れ校の選定において、マニュアル作成の検討に至った理由や課題意識があればお書きください。	記述回答
5	5-1. 教育実習受け入れ校との間で、実習実施前に学生の配慮に関する情報提供や調整を行なっていますか。	選択肢 ・在籍するすべての障害のある学生に行った(5-2へ) ・在籍する障害のある学生の一部に行った(5-3へ) ・行っていない(5-4へ)
	5-2. 「在籍する障害学生すべてに行なった」 実習実施前の配慮に関する情報提供や調整はどの時期に行っていますか。	記述回答
	5-2. 「在籍する障害学生すべてに行なった」 実習実施前に配慮に関する情報提供や調整を行った学生の障害種別をすべて選択してください。	選択肢: 視覚障害, 聴覚・言語障害, 肢体不自由, 病弱・虚弱, 重複, 発達障害(診断書有), 精神障害, その他の障害, 発達障害(診断書無, 配慮有)
	5-2. 「在籍する障害学生すべてに行なった」 実習実施前に行った配慮に関する情報提供や調整の具体例を、障害種別ごとにお示しください。	記述回答
	5-3. 「在籍する障害学生の一部に行なった」 実習実施前の配慮に関する情報提供や調整はどの時期に行っていますか。	記述回答
	5-3. 「在籍する障害学生の一部に行なった」 実習実施前に配慮に関する情報提供や調整を行った学生の障害種別をすべて選択してください。	選択肢: 視覚障害, 聴覚・言語障害, 肢体不自由, 病弱・虚弱, 重複, 発達障害(診断書有), 精神障害, その他の障害, 発達障害(診断書無, 配慮有)
	5-3. 「在籍する障害学生の一部に行なった」 実習実施前に配慮についての調整を行わなかった学生の障害種別をすべて選択してください。	選択肢: 視覚障害, 聴覚・言語障害, 肢体不自由, 病弱・虚弱, 重複, 発達障害(診断書有), 精神障害, その他の障害, 発達障害(診断書無, 配慮有)
	5-3. 「在籍する障害学生の一部に行なった」 実習実施前に行った配慮に関する情報提供や調整の具体例を、障害種別ごとにお示しください。	記述回答
5-4. 「行っていない」 実習実施前に配慮に関する情報提供や調整を行わなかった理由についてお書きください。	記述回答	
5-4. 「行っていない」 実習実施前に配慮に関する情報提供や調整を行わなかった理由についてお書きください。	記述回答	

表1-4 事前アンケート項目(続き)

項目		回答方式
6	6-1. 大学から情報提供した内容以外に必要とされた情報はありましたか。	選択肢 ・あった(6-2へ) ・なかった
	6-2. 「あった」	選択肢: 視覚障害, 聴覚・言語障害, 肢体不自由, 病弱・虚弱, 重複, 発達障害(診断書有), 精神障害, その他の障害, 発達障害(診断書無, 配慮有)
	大学から情報提供した内容以外が必要とされた情報の概要を障害種別ごとに、差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
7	7-1. 教育実習中の連絡についてマニュアルはありますか。	選択肢 ・ある(7-2へ) ・ない(7-3へ) ・検討中(作成中も含む)(7-4へ)
	7-2. 「ある」	連絡マニュアルの具体例を、インタビュー調査時にお示いただけますか。
	7-3. 「ない」	教育実習中の連絡方法について、何らかの課題意識をお持ちの場合はお書きください。
	7-4. 「検討中(作成中も含む)」	教育実習中の連絡方法について、マニュアル作成の検討に至った理由や課題意識があればお書きください。

表1-5 事前アンケート項目(続き)

項目		回答方式	
8	8-1. 教育実習後、障害学生自身に障害のある教員として活躍していくことを想定したうえでの成果や、自分の感じた課題について振り返る機会は設けていますか。	選択肢 ・はい(8-2へ) ・いいえ(8-3へ) ・検討中(8-4へ)	
	8-2. 「はい」	成果や課題の振り返りの機会は、教育実習後のどの時期で行っていますか	記述回答
		障害学生の成果や課題の振り返りを行なうのは、どのような立場の方ですか。	選択肢:ゼミ担当教員, 実習指導の担当教員, 障害学生支援にかかわる専門教職員, 実習に関する事務職員, その他
	8-3. 「いいえ」	障害学生の成果や課題の振り返りの具体例について、差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
		振り返りの機会は特に設けていないが、個別などで行った事例はありますか。	選択肢 ・はい ・いいえ
		振り返りの機会は特に設けていないが、個別で行った事例があれば差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
	8-4. 「検討中」	成果や課題の振り返りの機会について、課題意識があればお書きください。	記述回答
		成果や課題の振り返りの機会は、教育実習後のどの時期で行うことを想定していますか。	記述回答
		障害学生の成果や課題の振り返りを行なうのは、どのような立場の方を想定していますか。	選択肢:ゼミ担当教員, 実習指導の担当教員, 障害学生支援にかかわる専門教職員, 実習に関する事務職員, その他
		障害学生の成果や課題の振り返りの機会を検討することになった理由があればお書きください。	記述回答

表1-6 事前アンケート項目(続き)

項目		回答方式
9	9-1. 教育実習受け入れ校に、障害学生の成果や課題について、振り返りの聴き取りを行っていますか。	選択肢 ・はい(9-2へ) ・いいえ(9-3へ) ・検討中(9-4へ)
	教育実習受け入れ校に、成果や課題の振り返りの聴き取りは、教育実習後のどの時期で行っていますか	記述回答
	9-2. 「はい」 教育実習受け入れ校に、成果や課題の振り返りの聴き取りを行なうのは、どのような立場の方ですか。	選択肢:ゼミ担当教員, 実習指導の担当教員, 障害学生支援にかかわる専門教職員, 実習に関する事務職員, その他
	教育実習受け入れ校への成果や課題の聴き取りは、教育実習後のどの時期で行うことを想定していますか。	記述回答
	教育実習受け入れ校からの聴き取りで伝えられた内容で、大きな改善が必要だと考えられたケースがあれば、差し支えない範囲で具体例をお書きください。	記述回答
	9-3. 「いいえ」 聴き取りの機会は特に設けていないが、個別などで行った事例はありますか。	選択肢 ・はい ・いいえ
	聴き取りの機会は特に設けていないが、個別で行った事例があれば差し支えない範囲でお書きください。	記述回答
	成果や課題の聴き取りの機会について、課題意識があればお書きください。	記述回答
	9-4. 「検討中」 教育実習受け入れ校への成果や課題の聴き取りは、教育実習後のどの時期で行うことを想定していますか。	記述回答
	教育実習受け入れ校への成果や課題の聴き取りを行なうのは、どのような立場の方を想定していますか。	選択肢:ゼミ担当教員, 実習指導の担当教員, 障害学生支援にかかわる専門教職員, 実習に関する事務職員, その他
教育実習受け入れ校への成果や課題の聴き取りを行うことを検討することになった理由があればお書きください。	記述回答	

表1-7 事前アンケート項目(続き)

		項目	回答方式
10		10-1. 障害学生の支援に関わる専門部署と教育実習担当部署の連携のためのマニュアルやフローチャートは作成していますか。	選択肢 ・はい(10-2へ) ・いいえ(10-3へ) ・検討中(10-4へ)
	10-2. 「はい」	障害学生の支援に関わる専門部署と教育実習担当部署の連携のためのマニュアル等の具体例を、インタビュー調査時にお示いただけますか。	選択肢 ・はい ・いいえ
	10-3. 「いいえ」	障害学生の支援に関わる専門部署と教育実習担当部署の連携体制に対する課題意識があれば、お書きください。	記述回答
	10-4. 「検討中」	障害学生の支援に関わる専門部署と教育実習担当部署の連携のためのマニュアル作成を検討することになった理由があればお書きください。 障害学生の支援に関わる専門部署と教育実習担当部署の連携体制に対する課題意識があれば、お書きください。	記述回答 記述回答

II-3. 事前アンケートとインタビュー結果

1. 回答のあった大学の規模

教育学部のみ及び幼稚園教諭免許等の保育者養成の学科の大学が6大学であった。学生数は3000人以上が2大学, 1500人以上が2大学, 1000人以下が2大学であった。複数の学部を持つ大学は, 10000人以上の学生を擁する大学が4大学あり, 5000人以上が4大学, 5000人以下が4大学であり, このうち, 2大学は1000人に満たない規模の大学であった。

2. 回答のあった大学に在籍する障害学生数

障害のある学生数については, 事前アンケートへの回答のあった大学での総数は, 1432名となった。障害種別ごとでは, 視覚障害130名, 聴覚・言語障害259名, 肢体不自由38名, 病弱・虚弱232名, 重複17名, 発達障害(診断書有)282名, 精神障害346名, その他の障害70名, 発達障害(診断書無, 配慮有)58名であった。表2と図1に示す。

その他の障害として具体的な診断名が記載されていたのは, 過敏性腸症候群が多く, そのほか起立性調節障害や片耳難聴, 片頭痛などが記載されていた。

表2 回答のあった大学に在籍する障害学生数

視覚障害	130
聴覚・言語障害	259
肢体不自由	38
病弱・虚弱	232
重複	17
発達障害(診断書有)	282
精神障害	346
その他の障害	70
発達障害(診断書無, 配慮有)	58
合計	1432

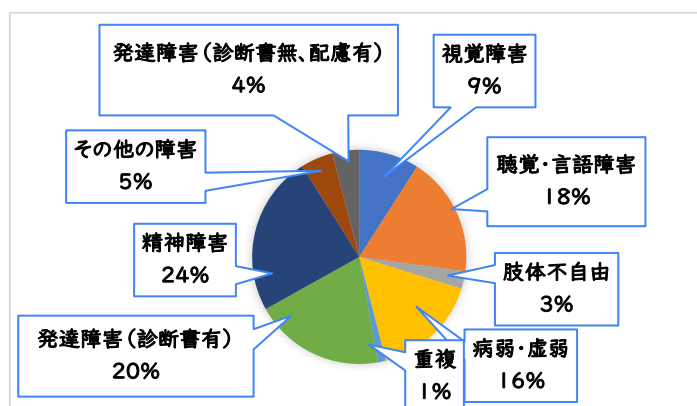


図1 障害種別ごとの割合

3. 合理的配慮に関する学生との面談や実習校との情報提供や調整

(1) 合理的配慮に関する面談の有無

項目3において、障害のある学生と合理的配慮に関する面談を行ったかについて質問したところ、「行っていない」が4大学、「在籍する障害のある学生すべてに行った」が6大学、「在籍する障害のある学生の一部に行った」が10大学であった。

面談を行っていない理由は、本人からの申し出がなかったことや、合理的配慮が特段求められないものだったとの回答であった。在籍する障害のある学生の一部に行った大学についても、行わなかった学生からは申し出がなかったことや、合理的配慮が特段求められないものだったことがあげられており、これらは合理的配慮が申請主義に基づいて行われるものであることによる結果と言える。また、実習先に提出する学生の調査書などの書類の健康状況を記載する欄の内容で情報共有ができるため、特に面談を行わなかった場合もあった。

(2) 実習校との情報提供や調整の実施状況

面談などで明らかになった配慮に関する情報について、項目5で教育実習受け入れ校への情報提供や調整の実施状況についてたずねたところ、「行っていない」3大学、「在籍する障害のある学生すべてに行った」6大学、「在籍する障害のある学生の一部に行った」11大学であった。

情報提供や調整を行っていないと事前アンケートで回答のあった大学においても、全体として一斉に伝えることは行っていないが、個別で行われているケースはあるとのことだった。このケースは、障害のことを伝えたことでうまくいく場合と、逆に実習校から偏った見方をされてしまう懸念があり、学生自身は頑張ろうとしているのに、足を引っ張ることにならないかという心配から、伝えることに迷いが生じることもあったことが報告されている。全部を集約して一斉に伝えることは現状では難しい障害もあるということであった。

(3) 合理的配慮に関する面談や実習校への情報提供や調整を行った障害

項目3及び5の合理的配慮に関する面談や情報提供や調整を行った、もしくは一部に行った大

学には、対象となった障害種別についてたずねた。そのうち、インタビューにおいて、合理的配慮に関する面談や、実習校への情報提供や調整を行った具体的な障害名としては、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害、その他の障害が挙げられていた。今回のインタビューでは、支援にかかわる具体的な内容を聞き取ることが目的だったため、実数ではなく、事例として挙げられた障害がこれらとなる。

(4) 合理的配慮に関する面談を行う立場の教職員

在籍する障害のある学生すべてに行った大学、一部に行った大学のいずれにおいても、教育実習の指導担当者や教育実習に関する部署の事務職員だけでなく、障害学生の支援にかかわる専門教職員やゼミ担当教員など、多様な立場からの関わりがあったことが、回答されている。面談は、部署ごとで行われていたり、複数の立場が同席して行われていたりしていた。

4. 教育実習に関するマニュアル等の有無

(1) 教育実習受け入れ校の選定マニュアルの有無

項目4において教育実習受け入れ校の選定マニュアルの有無についてたずねた。「ある」と回答したのは1大学、検討中であるのが1大学で、18大学については「ない」ということであった。

「ない」理由については、実習校は附属校が基本であることや、母校実習では、そもそも学生の状態や配慮や支援方法は把握されているため、これまでに受け入れが困難であったことがないことがあげられていた。この他、教育委員会が各大学からの実習生リストをもとに配属を決定している地域があり、このうちの配慮学生については教育委員会とのミーティングで必要な配慮について大学から説明を行ったうえで、教育委員会で配属を決定しているとのことであった。受け入れは、管理職の特別支援教育の経験や、配慮の必要な学生を受け入れた経験のある学校で選定してもらっているとのことである。

「検討中」の理由については、小規模な大学なので学生の事情を把握しやすいが、担当者の今後の異動などをふまえると一定のマニュアルがあるほうが良いのではないかというインタビュー回答者個人の考えがあり、今後学内全体での検討を提案してかなければという課題意識を担当者間で持っているとのことであった。

「ある」という大学についても、附属学校との間で教科ごとの人数バランスにかかわるマニュアルであり、障害のある学生の配属に特化したものではないということであった。

(2) 教育実習中の実習校との連絡に関するマニュアルの有無

項目7で教育実習中に実習校との連絡に関するマニュアルの有無をたずねた。「ある」と回答したのは2大学、検討中であるのが2大学で、16大学については「ない」ということであった。

マニュアルは「ない」が、これは障害のある学生に対して特化したものがないということであり、それぞれ、実習生全般に対しての窓口があり、なにかあればそこを通して対応が行われているということであった。「ある」と回答した大学についても、教育実習に行く学生全般に対して、緊急時の連

絡体制のフロー図は用意されているが、こちらも障害のある学生の特化したものではないということであった。

「検討中」の回答の理由は、小規模な大学なので、対応が必要な学生が少なく、教育実習指導の教員が個人的に対応にあたれるが、今後、持続して継続的な対応をしていくには、ある程度マニュアル的なものが必要になると考えられるとのことであった。

5. 教育実習後の振り返りについて

(1) 障害のある学生自身の教育実習の振り返り

項目8において教育実習後、障害のある学生自身に、障害のある教員として活躍していくことを想定したうえでの成果や自分の感じた課題について振り返る機会を設けているかたずねた。「はい」と回答したのが9大学、「いいえ」と回答したのが10大学、「検討中」が1大学であった。

ただし、「はい」と回答した大学においては、すべての教育実習に参加した学生への事後指導の一環での振り返りのことであり、障害に特化して振り返りの機会を設けているものではなかった。また、「いいえ」と回答した大学についても、同様に教育実習の事後指導の一環として、教育実習に参加した学生全員が振り返りを行っているとのことであった。

障害のある学生に直接かかわる教育実習指導の担当者や、それぞれの専攻での指導担当教員と個人的には行われていることは考えられるが、教育実習にかかわる部署の教職員や、障害学生支援の専門部署の教職員から、障害のある学生に対して障害に特化して振り返りを行っているわけではないというインタビュー回答がほとんどであり、障害の有無にかかわらず教育実習の成果や、課題を学生自身が理解して、教職として生かしていくことが目的であるということである。また、障害学生支援の専門部署の教職員が、障害のある学生から振り返りとしてたずねるのは、情報提供を行い、調整を行った合理的配慮が適切に受けることができたかということが中心で、学生自身から、障害のある自身が教員として活躍していくことに関して語られた以外には、特にたずねることはないという回答であった。

(2) 教育実習受け入れ校に、障害のある学生の成果や課題の振り返りの聴き取り

項目9において教育実習後、実習校に障害のある学生の成果や課題の振り返りの聴き取りを行ったかたずねたところ、「はい」と回答したのが10大学、「いいえ」と回答したのが10大学であった。

インタビューで詳細をたずねたところ、「はい」と回答した大学では、障害の有無に関係なく、教育実習生全体の状況を聴く機会を設けていたり、附属校との間では、教育実習生全体に関して、成果や課題を報告しあう会議が設けられているということがことであった。

一方「いいえ」との回答であった大学でも、障害の有無に関係なく教育実習生全体の状況を聴く機会はそれぞれ設けられており、「はい」「いいえ」いずれにおいても、障害に特化した形での振り返りの聴き取りは行われていないのが、本調査のインタビュー対象の大学での実態だった。また、障害学生支援の専門部署からの実習校への聴き取りでは、障害のある学生に合理的配慮を提供する

にあたって、問題なく行えたかといった、実務的なことが挙げられていた。

II-4. まとめ

インタビュー調査に回答いただいた大学から、インタビューの最後に全般的な課題等についてたずねた。この中で特にあげられていたのが、「発達障害のある学生の教育実習に対して」であった。まず、本人がそれまで自身の障害・特性を認識していないケースで、特別支援に関係する講義等の内容を通して、自らが該当するのではないかと気づき、それらの科目担当の教員に相談するということがあるというケースがあった。こういったケースの中で、学生自身が自らの様々な場面で感じてきた困難に対して、医療や相談につながったり、自己理解が進んだりすることで、その後の教育実習やさらに就職活動などにも進みやすくなり、支援も行うことができたということであった。自身の障害や、特性に対する気づきができる場が必要ではないかと考えられるとのことである。しかし、発達障害やその傾向や特性を実習校に伝えることの難しさも聞かれた。学生自身は頑張ろうとしているのに、発達障害や特性を伝えることで、理解の進んでいない実習校から受け入れを断られるケースもあった。結果的に学生の足を引っ張ることにならないか、伝えることそのものが迷われたという。さらに、教育実習で到達すべき目標の一つである、実習先の教職員や一緒に行く他の学生、幼児児童生徒らとのコミュニケーションを図るということ自体が、発達障害の学生にとっては苦手という特性を持つこともある。コミュニケーションが困難であることや、対人関係の場面で不安が高まりやすい学生に対しての合理的配慮の提供の難しさも挙げられていた。コミュニケーションが苦手ということが、単に教員に向き不向きということは言えないが、実際に本人が教員となったときには、困難があるのではないかと懸念され、その対応が課題であることが聞かれた。

視覚障害や聴覚障害、肢体不自由といった身体障害のある学生への支援については、物理的な障壁に対する対応策の蓄積があるということもあり、支援方法や支援機器に関する調整ということが教育実習前や実習中では中心に行われているようであった。しかし、この2年間の新型コロナ感染症対策の中で、外部支援者の入構にあたっては、難しさも懸念されることが報告された。これまでに実際に支援調整において困難だった事例は本学においても、また、インタビューを行った大学からも報告されなかったが、聴覚障害の学生の支援で手話通訳者が入構して支援を行う際や、手話通訳者のマスクの着用の在り方が問題となることが考えられる。これは、肢体不自由のある学生についても、外部支援者の同行を学生が希望した場合は調整が必要になることだと言える。今後も継続的な感染症への対策が必要とされる状況は続くものと考えられるので、実習校に在籍する幼児児童生徒らの実態などを鑑みて、いくつかの方法を検討しておく必要性が示唆される。一方で、聴覚障害イコール手話通訳が必要であるという考え方をする必要はなく、聴覚障害のある学生が、自ら望んで手話通訳などの支援を受けずに、どのようにして健聴者の中で教育に携わっていくのかを考えることも含めた教育実習を行いたいと希望した事例の報告があった。手話通訳などの支援を受けずに教育実習に行くということは、学生自身の覚悟はもちろんだが、大学側にも覚悟が必要だったと述べられていた。相手の発言が学生に通じていないと思われる場面でも学生自身がどう対処していくのかを待つ姿勢が求められたという。しかし、障害がある学生だからこそできることを見

つけ、子どもたちに熱意を届けられる教員になるには、支援をつけることだけでなく、支援を受けなくても教育実習に挑みたいという思いを、長い時間をかけて形成し、実習の支援を検討していくことが大切ではないかという意見があった。また、教育実習後の振り返りにおいて、障害のある学生の気付きの中心が障害に関することだけが語られる場合は、「先生」としてどんな経験になる教育実習だったのか問いかけ、気づきを広げる指導を行っていることも報告された。「障害のある先生」になるのではなく「学校の先生」になる、そこに障害がついているといった視点で、気づきを深められるようにすることが大切であると述べられていた。振り返りという点では、障害のある学生が自分の障害を実習校の教職員や子どもにどう説明するかということで、過去の学生のやり方などの参考情報は提供しているが、自分の障害の伝え方についてシステム化しすぎることで、学生が自ら何もなくなるのではないかという懸念についての発言もあった。障害のある学生自身が自分の障害を把握し、どう説明するかということにも教育的な側面があり、その教育的な部分が省かれることのないようにできればいいのではないかという示唆である。丁寧に学生と向き合い、意識を育てていくことで、教育実習後、障害のある学生が障害のことも含めて自身についての認識が確実に成長していると感じられるという経験からの指摘があった。

障害のある学生と実習校の生徒との間での相互の学びについての事例も挙げられていた。事前に板書や支援機器の工夫、机間巡視について調整を行った重度の障害のある学生の事例で、大学の教育実習担当の教職員が、学生がどういった形で教壇に立っているのか、実習の授業を受ける生徒の状況はどうであるのかを見学した際、学生よりも実習校の生徒が障害のある学生から学んでいるということを目にすることがあったという。生徒が通路幅や荷物の置き方など障害のある学生の動きに配慮していたという。障害があっても社会に出ていくロールモデルとしてインパクトがあったと生徒からの意見があり、生徒と障害のある学生が互いに学び合う姿につながっていたという。

また、大学における障害のある学生への支援の合理的配慮の提供の在り方などが、初等中等教育のほうにあまり共有されていないという現状があることも指摘があった。大学での合理的配慮の提供の在り方について情報発信を行い、その延長線上で教育実習の受け入れということにつながっていくことも必要ではないかということであった。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由といった身体障害についても、詳細に見れば個別のニーズはある。しかし、社会的な障壁を取り除く支援グッズや、技術を活用した支援機器の開発、充実に伴い、それらを実際の学校現場で実習生が使用し、教育実習に挑んでいくための環境調整のためのノウハウは、多くで活用されるようになっていると言える。このような情報に加え発達障害などの個別性の高い障害種においても、大学間や教育実習の受け入れ校側と、さらに円滑に情報共有されていくためには、相互に共通の認識を持つためのツールとして、マニュアルやチェックリストが必要である。

〈引用文献〉

文部科学省(2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告). 初等中等教育局特別支援教育課, 2012年7月, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm (2021年10月31日閲覧).

文部科学省(2019) 障害者活躍推進プラン⑥障害のある人が教師等として活躍することを推進する『教育委員会における障害者雇用推進プラン』. 総合教育政策局教育人材政策課, 2019年4月, https://www.mext.go.jp/content/1413125_08_1.pdf (2021年10月31日閲覧).

文部科学省(2020) 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査/国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に対する実態調査. 2020年7月, https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/content/20200710-mxt_kyoikujinzai01-000008625-6.pdf (2021年10月31日閲覧).

文部科学省(2021) 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について. 総合教育政策局教育人材政策課, 2021年4月, https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/syogaikyoikujisyu.html (2021年10月31日閲覧).

文部科学省(2021) 教職課程を置く大学等における障害のある学生の教育実習の実施状況(令和元年度). 2021年4月, https://www.mext.go.jp/content/20210813-mxt_kyoikujinzai01-000017432_1.pdf (2021年10月31日閲覧).